※A3で印刷してください

R3.9.9

まん延防止等重点措置区域の方

時短要請期間

まん延防止等重点措置 適用期間(8/20～9/12)

まん延防止等重点措置 適用期間(9/13～9/30)

8/16 8/17 8/18 8/19 8/20 8/23 9/1 9/13 9/16 9/25 10/1 10/23 11/6 11/23

鹿児島市の方

- ①時短要請期間:8月9日～8月19日
- ①の申請期間:8月23日～10月22日 — 10/22まで
- ②まん延防止等重点措置 適用期間:8月20日～9月12日(24日間)
- ★ ②の本申請期間:9月13日～11月5日 — 11/5まで
- ③まん延防止等重点措置 適用期間:9月13日～9月30日(18日間)
- ★ ③の先渡給付 申請期間 — 9/24まで
- ★ ③の本申請期間:10月1日～11月22日 — 11/22まで

まん延防止等重点措置区域　以外の方

時短要請期間

8/16 8/17 8/18 8/19 8/20 8/23 9/1 9/13 9/16 9/25 10/1 10/23 11/6 11/23

霧島市の方

- ①時短要請期間:8月16日～8月19日
- ①の申請期間:8月23日～10月22日 — 10/22まで
- ②まん延防止等重点措置 適用期間:8月20日～9月12日(24日間)
- ★ ②の本申請期間:9月13日～11月5日 — 11/5まで
- ③時短要請期間:9月13日～9月30日(18日間)
- ★ ③の先渡給付 申請期間 — 9/24まで
- ★ ③の本申請期間:10月1日～11月22日 — 11/22まで

姶良市の方

- ①時短要請期間 8月18日～8月19日
- ①の申請期間:8月23日～10月22日 — 10/22まで
- ②まん延防止等重点措置 適用期間:8月20日～9月12日(24日間)
- ★ ②の本申請期間:9月13日～11月5日 — 11/5まで
- ③時短要請期間:9月13日～9月30日(18日間)
- ★ ③の先渡給付 申請期間 — 9/24まで
- ★ ③の本申請期間:10月1日～11月22日 — 11/22まで

西之表市 中種子町 南種子町 の方

- ①時短要請期間:8月9日～8月19日
- ★ ①の申請期間:8月23日～10月22日 — 10/22まで
- ②時短要請期間:8月20日～9月12日(24日間)
- ★ ②の申請期間:9月13日～11月5日 — 11/5まで
- ③時短要請期間:9月13日～9月30日(18日間)
- ★ ③の先渡給付 申請期間 — 9/24まで
- ★ ③の本申請期間:10月1日～11月22日 — 11/22まで

徳之島町 天城町 伊仙町 の方

- ①時短要請期間:8月16日～8月19日
- ★ ①の申請期間:8月23日～10月22日 — 10/22まで
- ②時短要請期間:8月20日～9月12日(24日間)
- ★ ②の申請期間:9月13日～11月5日 — 11/5まで
- ③時短要請期間:9月13日～9月30日(18日間)
- ★ ③の先渡給付 申請期間 — 9/24まで
- ★ ③の本申請期間:10月1日～11月22日 — 11/22まで

喜界町の方

- ①時短要請期間 8月18日～8月19日
- ★ ①の申請期間:8月23日～10月22日 — 10/22まで
- ②時短要請期間:8月20日～9月12日(24日間)
- ★ ②の申請期間:9月13日～11月5日 — 11/5まで
- ③時短要請期間:9月13日～9月30日(18日間)
- ★ ③の先渡給付 申請期間 — 9/24まで
- ★ ③の本申請期間:10月1日～11月22日 — 11/22まで

上記以外の市町村の方

- 時短要請期間:8月20日～9月12日(24日間)
- ★ 申請期間:9月13日～11月5日 — 11/5まで
- ③時短要請期間:9月13日～9月30日(18日間)
- ★ ③の先渡給付 申請期間 — 9/24まで
- ★ ③の本申請期間:10月1日～11月22日 — 11/22まで

※先渡給付は
鹿児島市・鹿屋市・出水市・西之表市・薩摩川内市・霧島市・奄美市・姶良市・
中種子町・南種子町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町が対象です。